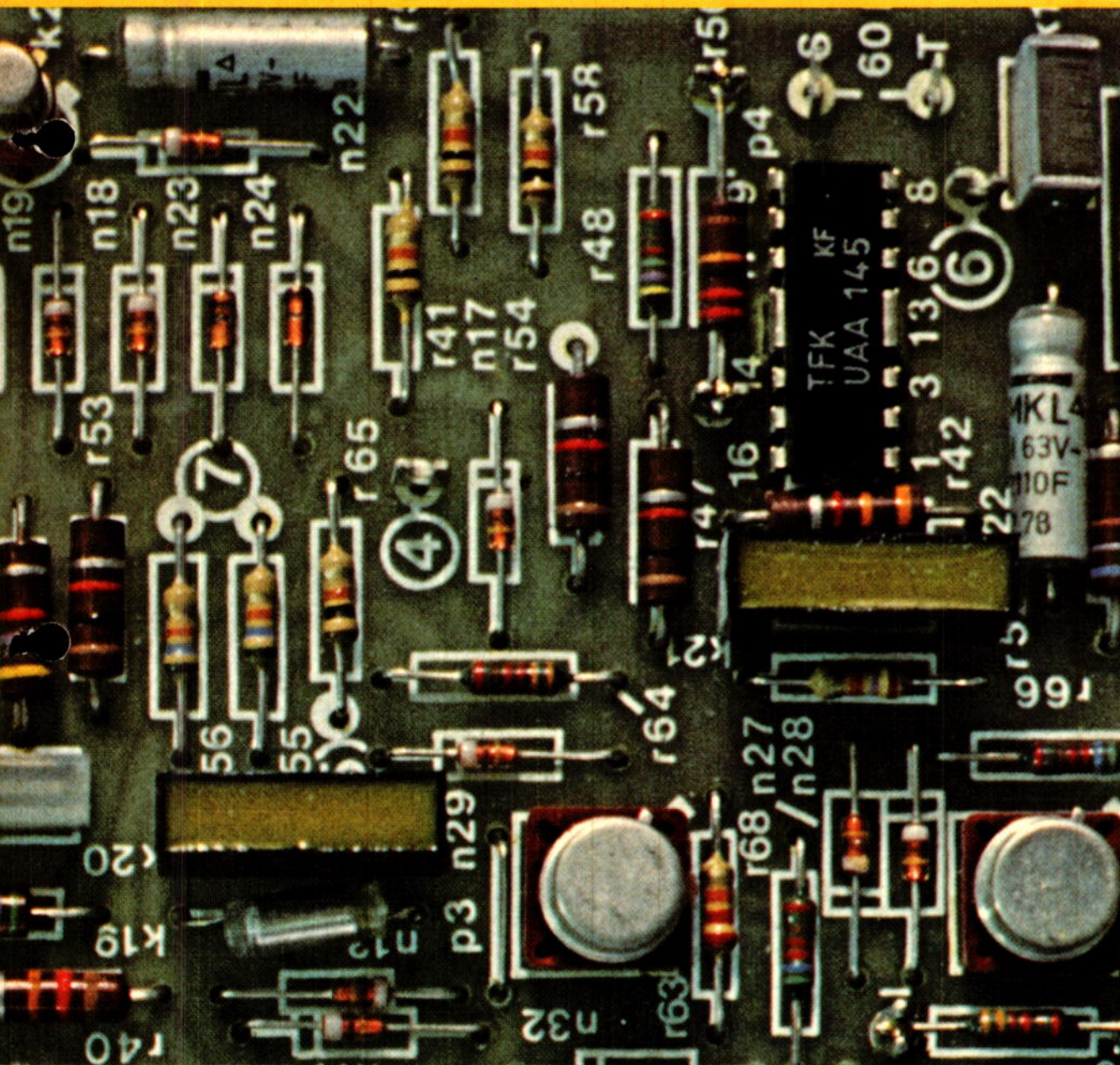


M.C. (P) No. 41/1/80 136/9/80

月報



シンガポール日本商工會議所

＜ 目 次 ＞

(1980年9月)

当面の石油情勢.....	(シンガポール大協石油) 名取 茂夫.....	1
ベトナム軍の乾期大攻勢はあるか? (時事通信社) 金重 紘		7
JAPAN-SINGAPORE TRAINING CENTRE (同センター所長) 炭山 隆.....		11
Mr. PNG の訪日印象記	Mr. Png Keng Lee, Gorden	19
DISCUSSING WORKING ATTITUDES.....	(博報堂) Mr. Pang Say Kong	22
シンガポールの乗用車市場	(JOEA) 杉野 一夫	27
理事会の動き		36
部会活動		38
会員紹介	(日本飲業、日興証券、住友ベークライト テクノロジー・トランスアアー研究所、日本 債券信用銀行)	39
シンガポール経済の動き	(JCCI) Mr. M. Y. Wong	43
9月の主な経済記事		48
広 報 欄		50
資料案内		51
編集後記		52

「当面の石油情勢」

SINGAPORE DAIKYO PTE. LTD.

名取 茂夫

はじめに

今回編集部より「最近の石油需給動向及びその見通し」に関し寄稿せよとの難題をいただいたので、検討の結果、内容の客観性を期すため、本年8月に通産省にて発表したエネルギー調査資料に準拠して、最近の原油及び石油製品の動向について以下の通りまとめてみた。

I 最近の国際エネルギー情勢

(1) 最近の国際石油情勢

① 石油生産・需給動向

(イ) 1980年第1四半期の全世界の石油生産は約6,230万バレル/日となつている。(1979年平均に対して0.8%減)

このうちOPECの石油生産は2,950万バレル/日(同上4.0%)となつており、イランが前年平均310万バレル/日から更に80万バレル減産したのに対し、サウジアラビアは昨年の7月以来、950万バレル/日の水準を維持している。非OPEC自由世界に於ては、北海、メキシコ、アラスカがそれぞれ前年に比較して20~30万バレル/日の増産を行つている。

(ロ) 石油需給は、昨年来の石油価格の高騰、先進国の石油消費節約による需要の低減等により、当面は需給に余裕が生じている。しかし本年に入り、クウェート等いくつかの産油国が生産削減を実施しており、更に、これまで増産体制にあるサウジアラビアがいつまでこれを続けるのか予断を許さないこと、イランの石油生産水準回復の見通しが困難であること等により、今後の原油生産の見通しは依然として不確定な要因が多い。

② 石油価格動向

(イ) 1978年以降の需給逼迫を背景に、公式販売価格は相次いで値上げさ

た。この結果、78年末に12.7 USドル／バーレルであつたアラビアン・ライトの価格は現在（80年8月末）28 USドルになつている。

(ロ) OPEC アルジェ総会（6月初）においては、標準原油価格の上限が32 USドルとされ、油種によつては、37 USドルまでの価格引上げが認められることとなつた。この結果、アフリカ3国（リビア、ナイジェリア、アルジェリア）をはじめとして、ヴェネズエラ、イラク、クウェート、カタールが値上げしたが、アラビアン・ライトは現在（8月末）まで依然として28 USドルに据え置かれている。アルジェ総会での合意が統一価格復帰への足がかりになるか否か今後の動向を注意深く見守る必要がある。

(ハ) また、昨年末、一時40 USドルを超えたスポット価格は、需給の緩和傾向を反映して、最近は34 USドルを割つている。

③ 中長期の見通し

中長期的には、OPEC 諸国の大幅な増産は期待できず、また、北海、メキシコ、アラスカ等の非 OPEC 地域の生産増を見込んでも、石油需給の逼迫化傾向は避けられないものと見られる。

（備考）

IEA においては、IEA 諸国の輸入目標を前提とすれば、1985年に370万バーレル／日の供給不足が生じ、その後もこれが更に増大するものと予想されている。

(2) OPEC の長期戦略

OPEC は1978年以来、長期的な石油価格体系（注）の設定、非産油発展途上国に対する協力等を内容とする長期戦略を検討して居り、本年11月にはOPEC 創設20周年を記念して行われる首脳会議（OPEC サミット）で最終的結論を出す見通しであり、今後、その動向に注目する必要がある。

（注）最低価格を設定し、これをインフレ率、為替レートの変動及び先進国の経済成長率の3つの要素の組合わせにより調整するものと伝えられている。

(3)消費国の対応

このような石油情勢に対応するため、先進消費国は、IEA 及びサミットを通ずる国際協調の強化を図っている。

① IEA 閣僚理事会 (5月22日)

(i)主な合意事項

(i) 1981年以降毎年石油輸入指標 (ヤードスティック) を設定すること (石油市場が著しく悪化した際には、別途シーリングの設定につき閣僚レベルで決定する。)

(ii) 1985年の現在輸入目標 (IEA 全体として 6.2 百万バレル/日) を相当程度下廻るよう努力すること。

(iii) 中長期的に、エネルギー経済構造変革を達成するための諸政策を実施することにより、IEA 全体として、今後 10 年間にエネルギー弾性値を約 0.6 に、1990 年に於ける石油依存度を約 40 % にそれぞれ低減させることができると期待されること。

(iv) なお、事務局が各国のエネルギー政策についての分析を行い、我が国に対しては、①燃料転換等により石油火力をできる限り速やかに減らすこと、②原子力開発計画を推進すること等につき指摘があつた。

② ヴェニス・サミット (6月22、23日)

(i) エネルギー問題への対応なくしては他の問題への対応はできないとの共通認識のもとに、石油消費と経済成長とのリンクを断ち切る必要性が強調された。

(ii)主な合意事項

(i) 代替エネルギーの生産及び利用を 1990 年迄に、サミット国全体で石油換算 1,500 万～2,000 万バレル/日増大するよう努めること。

(ii) 石炭の生産及び利用を環境の保全に留意しつつ 1990 年までに倍増するようにすること。

(iii) 安全性に留意しつつ、原子力の利用拡大を図るべきこと。

(iv) 石油火力発電所の新設を原則的に行うべきでないこと及び石油火力からの他燃料への転換が加速されるべきこと。

(v) これらの総合的なエネルギー政策を通じて、サミット国全体で

1. 今後 10 年間にエネルギー弾性値を約 0.6 に低減すること。

2. 1990年までに石油依存度を40%程度に低減すること。

3. 1990年の石油消費の水準が現在よりかなり下回ること。

が期待されること。

II 我が国の石油需給動向

(1) 原油輸入動向

① 我が国の昭和54年度の原油輸入量は、上期1億3,400万Kℓ強、下期1億4,300万Kℓ弱であり、年度間では2億7,700万Kℓ強と所要量を確保し得た。(昭和53年度、2億7,000万Kℓ強)

② しかしながら、国際的な石油流通構造の変化に伴い、我が国においても供給源については大幅な変化が生じている。すなわち、イラン政変前には、我が国原油輸入の7割近くを占めていたメジャーからの供給は、現在では5割をかなり下廻る程度に低下している。この減少分を補うべく、我が国はD-D原油、G-G原油の増量及び新規獲得に努力したところであり、その相当部分を補いえたが、ある程度はスポット原油に依存せざるを得なかつた。

③ 昭和55年度の石油供給計画においては2億7,900万Kℓの原油輸入を見込んでいる。4～6月期の原油輸入量については、6,300万Kℓ強となり石油供給計画上の6,700万Kℓを400万Kℓ程度下廻るものとなつたが、石油消費節減の浸透等による需要減少もあり、必要量は十分確保し得たと言える。我が国としては、石油輸入量の上限(1980年540万バレル/日)等国际的合意に留意しつつ、出来る限り安定的な供給の確保に努めることが望ましい。

(2) 石油製品需給動向

① 昭和54年度の石油製品需給は、当初、灯油、軽油、A重油の中間溜分を中心に、タイト気味に推移したが、年度後半には、「5%石油消費節減対策」の浸透、産業における省エネルギー、燃料転換等により落ちついたものとなり、年度全体では販売量は2億3,300万Kℓ程度(対前年度比99.2%程度)となつた。本年に入り、石油製品需要は前年度に引き続く消費節減対策の浸透等に加えて、電力向け需要が減少したことにより、低水準に推移しており、4～6月期の石油製品(燃料油)の販売は、対前

年同月比 92.6 % 程度となつている。特に B、C 重油、灯油については、前年同期と比較して大幅な落ち込みを見せている。

(B 重油対前年同期比 81.9 %、C 重油同 90.9 %、灯油同 85.3 %)

②この結果、石油備蓄については、55 年 6 月末で 97 日分程度と、54 年 6 月末 (83 日程度) に比べて 14 日程度の積増しがなされ、これに国家備蓄 7 日分を含めると 104 日分程度となつている。

③今後の石油製品需給については、国際石油情勢は依然として楽観はできないものの、現在の需給動向を前提とすれば、石油供給計画に沿つて石油製品の供給確保を図っていくことは可能と見込まれる。

④しかしながら、我が国は昭和 55 年度経済成長率 4.8 % を達成し、しかも、1980 年の石油輸入量を 1979 年の石油輸入目標と同量の 540 万バレル / 日にとどめる必要があること等を考慮すると、石油消費節減については先の総合エネルギー対策推進閣僚会議で決定をみた 7 % の節減を実施しなければならないことはもちろんのことこれを上廻る節約がなされることが望ましい。

(3) 石油価格動向

①原油価格

本年 6 月 OPEC 総会の前後を通じ、各産油国は、軒並み原油の公式販売価格を引上げており、現在ではサウジ原油を除いては殆んどの原油の公式販売価格が 30 US ドル / バレルを超える価格となつている。一方スポット原油価格については、最近の国際石油需給の緩和傾向を反映し、34 US ドル / バレル弱 (アラビアン・ライト) と落ち着いた動きとなつている。

このような状況下にあつて、我が国の輸入原油価格 (ドルベース) は上昇を続けており、本年 7 月については、通関統計の CIF 価格は 34.18 US ドル / バレルと 53 年 12 月比 2.5 倍弱となつた。(53 年 12 月 CIF 13.69 US ドル / バレル)

②石油製品価格

石油製品価格は、産油国の原油価格引き上げ等を反映して昨年来大幅に上昇してきており、石油製品の卸売物価指数は、53 年 12 月 (93.6、50 年 = 100) に比べ、本年 6 月 (213.2) は 127.8 % の上昇となつている。

しかしながら最近に至り、石油元売り各社は、4～5月に行われた原油価格の引き上げと為替レートの動向等を考慮し、6月下旬～7月初にかけて石油製品の元売仕切り価格について1,000円/Kℓ～3,000円/Kℓの値下げを実施した。この影響もあつて、本年7月の卸売物価指数は210.3と前月比でみて1.4%低下しており、最近の石油製品価格は比較的落ち着いた動きを示している。

まとめ

上記の通り最近の石油情勢全般を断片的に取り上げてみた。

ともあれ、今年に入つて以来、世界的な石油需要の落ち込みとこれに伴う消費国における在庫の急増、供給過剰傾向の顕在化によつて、原油価格は久し振りにかなり落ち着きを取り戻してきたと言えるし、また、世界の原油需給については、クウェート、リビア、アルジェリア、さらにはナイジェリア等の原油の減産にも拘らず、北海及びメキシコ等、非OPEC各国の増産、さらに決定的な要因としてのサウジアラビア及びイラクの増産等によつて、なお当分の間、つまり今年一杯乃至は少くとも1981年初頭まで、引き続き大巾に緩和したままに推移する公算が強いと言えよう。

特にサウジアラビアの場合、11月のOPECサミットに向けて「長期価格戦略」の実現を図るべく、その前段階としての価格統一をはかるため、なお引き続き950万バレル/日生産体制を継続することはほぼ確実とみられている。

従来、アブダッラー第二副首相兼国家警備隊司令官の率いるサウジアラビア王族内の保守派に属し、アラムコの生産水準を850万バレル/日以上に引き上げることに反対を続けてきたサウド外相が「今年末まで950万バレル/日の生産体制を維持する」旨を明らかにしたことは、今年中950万バレル/日生産維持についてのサウジ王室内の意志統一ができ上っているものとして極めて注目されるところである。

したがつて少くとも今年一杯、当分の間は世界の原油需給乃至その価格はかなり安定したままに推移することは確実であろうと考えられる。

(注)：本稿は、イラン・イラク紛争前に執筆されたことに留意下さい。

ベトナム軍の乾期大攻勢はあるか

あえてリスクを冒す必要なしとの判断も

時事通信社

金重 紘

カンボジア反政府ゲリラ諸勢力とベトナム軍約20万人を中心とする政府軍との戦いは雨期明けを控え、再び激化の兆しを見せている。プノンペン陥落と、それに続くベトナムのかいらい、ヘン・サムリン政権の樹立から、ぼつぼつ2年になろうとしているが、強大なベトナム軍の力をもってしても、反政府ゲリラの鎮圧作戦は思うにまかせない。ベトナム戦争で、米軍がインドネシアの泥沼に悪戦苦闘したのと同じ状況に、今度はベトナム軍がはまり込んだわけだ。しかし、反政府ゲリラ勢力側に勝算があるわけではない。雨期明け後のカンボジア情勢とこれを取り巻く国際情勢はどういう展開をみせるのだろうか。

カンボジアの雨期が明けるのは11月。すでに、ベトナム軍は乾期攻勢に備え、反政府ゲリラ勢力の巢食うタイ国境に近い地域の軍事力を増強しつつある。シンガポール外務省の情報によれば、ベトナム軍は対空砲台の移動、ヘリコプター離着陸基地の建設、ミグ21型機の配置を終えたという。また、タイの軍事筋の情報によれば、ベトナム軍二個師団がタイ国境に近いカンボジア西部に移動した。カンボジア西部に駐留するベトナム軍の兵力については諸説があるが、タイ軍事筋では、少なくともカンボジア駐留ベトナム軍の半分がタイ国境近くに展開していると判断している。

プノンペン陥落以来、カンボジアが乾期を迎えるのはこれが二度目。一回目の1979年末は、同年初めにプノンペンが陥落した直後であっただけに、ベトナム軍は雨期明け大攻勢をかけ、カンボジア反政府ゲリラを根こそぎ一掃してしまうものと予想された。タイ政府は雨期明け前から、ベトナムの大攻勢を警告、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国はベトナムの一挙手一投足に不安を隠さなかったものだ。ところが、「オオカミが来る、オオカミが来る」と叫んだものの、結局はベトナム軍の大攻勢はなかった。もちろん、カンボジア西部で、反政府ゲリラ勢力との間に激しい戦闘は展開さ

れたものの、ベトナム軍が本格的な大攻勢をかけた節は見られなかった。

ベトナム軍が大攻勢を手控えたのが、どういう理由によるものか、これまでいろいろの見方がある、これだという定説はない。最も有力な説は同年、年の瀬も押しつまって発生したソ連軍のアフガニスタン侵攻と結び付けたもの。すなわち、ソ連がアフガニスタンへの軍事侵攻を計画していたため、これに第一の戦略的優先順位を与え、ベトナムに対し、カンボジアでの大攻勢に待ったをかけたというわけだ。しかし、この説も後講釈のきらいがあることは否めない。このため、実際のところは、ベトナム軍には初めから大攻勢展開の意図はなかったのだが、タイがベトナム非難の国際世論を巻き起こすため、それを知りながら、「オオカミが来る」と叫んで回ったのだとの説さえ出ている。

このような状況の中で、今度はベトナム軍の大攻勢ありやなしやとなると、予測は極めて難しい。ベトナムの支援するヘン・サムリン政権をめぐる国内外の情勢には基本的にあまり変化はない。タイ国境沿いにひそむ反政府ゲリラ勢力は生きながらえているものの、雨期の間に、反攻を展開、勢力を拡大した様子は全くない。同勢力は四派に分かれ、共闘を実現する状況にはなくタイからの援助を得て、細々と命をつないでいるだけだ。なるほど、今年の国連総会では、昨年に続き、クメール・ルージュの民主カンボジア政府（ボル・ポト側）がカンボジア代表権の維持に成功したが、民主カンボジア政府に対する内外の支持は、政権担当時の大量虐殺行為の故に低調そのもの。民主カンボジアの国連代表権を強力に支持しているASEAN諸国でさえも、ベトナム軍が武力で擁立したヘン・サムリン政権を認めると、軍事侵略行為を正当化する結果になるという消極的な理由に基づく。最近では、ASEANのオピニオン・リーダー的存在のリー・クアン・ユー・シンガポール首相は「クメール・ルージュが政権に再度つくことは絶対歓迎しない。大量虐殺行為にからんでいない、シアヌーク殿下、ロン・ノル、ソン・サン、イン・タム各元首相の方がいい」と明言しているほどだ。

しかも、昨年、英国が民主カンボジアの承認取り消しを行って以来、同じような動きが英連邦諸国内に広がる可能性もある。オーストラリアのピーコ

ック外相は10月中旬、承認取り消しを発表した。また、インドは7月、ヘン・サムリン政権を承認した。

このようにみてくると、ヘン・サムリン政権の人気もパッとないものの、反政府ゲリラ側も有力指導者がほとんどいない。リー首相があげた四人もシアヌーク殿下を除けば、知名度とカリスマ的魅力に欠け今さら、彼らを支持しようとする国々は少ないだろう。また、シアヌーク殿下も、ベトナムとタイの受けの悪さを考えると、ヘン・サムリン政権に対抗して、ヘン・サムリン政権反対の内外勢力を糾合できるかどうか疑問が残る。

ベトナムの力の信仰は根強い。共産主義の政権奪取の古典的公理ともいえる「政権は銃口から生まれる」という毛沢東の有名な教えはベトナム指導者に大きな影響を与えているだろうし、長年にわたる解放闘争を戦って勝ち抜いてきた経験は力の信仰を深めさせているに違いない。プノンペン侵攻にまで踏み切ったのも、このような力の信仰の所産だ。

カンボジア反政府軍ゲリラが細々とはいえ、存在を主張しているのは、ベトナムにとってはまことに頭が痛いことは確実だ。しかし、前述のような反政府ゲリラ勢力の実力と、それを取り巻く環境を考えれば、あえて、リスクを伴う大攻勢に乗り出す必要がないと判断しても不思議ではない。来年早々には、ベトナムはカンボジアで、総選挙を実施すると公約しており、どんな内容の選挙にせよ、ヘン・サムリン政権が承認されれば、一応形が整う。

大攻勢に伴うリスクは大きい。大攻勢をかけた場合、反政府ゲリラの巢食う地域がタイ国境近くで、ゲリラがタイ領内に逃げ込む可能性が強いため、完全掃討となれば、タイ領内への越境追撃を行わざるを得ない。今年六月末に、タイ領内への攻撃があった時の国際的非難を思い起こせば、ベトナムも軽々にはタイ領内追撃をやれないだろう。それ以上に、心配なのは中国の出方だ。すでに、ベトナム軍がタイ領内攻撃を6月末行って以来、中国が陰に陽に、中越国境でベトナムに圧力を行使し始めている。大きな戦闘はないが断続的に小ぜり合いが続いているもようで、バンコク駐在中国大使館は西側外交団に対し、カンボジア、とくにタイ国境沿いでベトナム軍の軍事活動に合わせ、中国はベトナム国境での軍事的圧力を強化、軽減すると触れまわ

っている。中国はあらゆる機会を通じ、これまで、タイが侵略された場合、ベトナムに報復措置をとると約束している手前、ベトナム軍のタイ越境攻撃があれば、動かざるを得ない、状況に追い込まれかねない。

中国軍は79年の第1次ベトナム懲罰で対ベトナム戦に十分な経験を積んだことであろうし、第2次懲罰となれば、ベトナム側の損害が第1次の際よりずっと大きくなることは間違いない。これに対し10月初め、中ソ国境で小ぜり合いがあったのも、ベトナムの盟友ソ連の対中けん制措置ともみえる。カンボジアにおけるベトナムの大攻勢の有無は国際的なパワー・ポリティクスに組み込まれた感がある。ベトナムがこのようなプラス・マイナスをどう計算するかが、カンボジアのベトナム軍の動きを最終的に左右しそうだ。



JAPAN・SINGAPORE TRAINING CENTRE

所長 炭山 隆

1978年6月29日、日本シンガポール訓練センター実施調査団団長佐久間昭明氏（労働省職業訓練局海外技術協力室長）及びシンガポール共和国経済発展局（EDB）議長MR. NGIAM TONG DOWにより署名された討議議事録（RECORD OF DISCUSSIONS）に基づき2国間の政府ベースの技術協力のために設立された当センターは、昨年11月19日に座学を中心とする訓練を開始し、本年3月3日から週当たり訓練時間を44時間とする実習を含む本格的訓練に移行したところである。

1977年5月9日、シ国外務省から在シ日本大使館に対して本センター設立のための正式要請がなされ、同年11月事前調査団がわが国の技術協力の可能性及び妥当性を調査するために派遣され、翌年6月、討議議事録の署名に至ったものである。

討議議事録は、本センターの協力期間を署名の日から5年間としており、協力期間終了後はシンガポール国政府の自主運営により本センターを継続することとしている。協力期間中の日シ両国の責務として、日本側は日本人専門家の派遣、訓練機械の供与、カウンターパートの日本への受入研修、シ国側は土地、建物の提供、ローカルスタッフの賃金を含む運営費の負担となっている。



JSTC 全景
管理棟（左）
と実習棟（右）

1. センター設立の背景

国土面積 586 平方キロメートル、人口 230 万人、淡路島の上に名古屋市の人口を乗せたような国ともいえるのがシンガポールであり、マレーシアとインドネシアに隣接しており本島の他 40 余の島を有している。人口密度は 1 平方キロメートル当たり 3,900 人で日本の 13 倍に達するが、全島比較的平坦で森林が多く、また、国土の 8 割強が国有地であるため、政府の開発計画で計画的にグリーンベルトを保全しており、市中の緑化、美化と並んで日本の都市より整然とした美観を保っている。

シンガポールは、伝統的に中継貿易と英軍基地に支えられた商業中心の経済であつたが、1959 年自治権の獲得とともに積極的に工業化政策にのりだした。すでに自治権獲得（1959 年 6 月 3 日）の直前、同年 2 月に「創始産業（所得税免除）法」（THE PIONEER INDUSTRIES (RELIEF FROM INCOME TAX) ORDINANCE）を制定し、国内資本たると国外資本たるとを問わず、「創始産業」に指定された企業には一定期間所得税を免除する措置がとられ、輸入代替産業の育成を目指した。1960 年からは第 1 次工業開発 5 ケ年計画が実施され、国連及び日本の技術調査団の協力に基づいて、ジュロン工業地区の開発が進められた。I H I と E D B との合併によってジュロン造船所が設立されたのはこの時期である。

1963 年 9 月 16 日、マレーシア連邦が成立し、シンガポールもこれに加わつた。マレーシア連邦の成立によつて日本からも多数の合併企業が進出したが、他方でインドネシアのスカルノ政権は連邦の成立に激しく反発し、経済断交の挙に出たため、シンガポールの生命線であった中継貿易は甚だしい打撃を受けた。その後、1965 年 8 月 9 日にシンガポールはマレーシアから独立し、完全な主権国家となった。また、1965 年 9 月 30 日のインドネシアの政変によって 1966 年 8 月経済断交は中止されたが、中継貿易は伸び悩んだ。そのうえ、1968 年 1 月に英国労働党政権がシンガポールからの英軍撤退計画を発表したためシンガポール国政府は、1967 年経済拡大奨励法 (ECONOMIC EXPANSION INCENTIVE ACT) 及び 1968 年改正雇用法 (EMPLOYMENT ACT) 同改正労使関係法 (INDUSTRIAL RELATION

ORDINANCE) により、積極的外資導入政策にのり出した。政府は従来の輸入代替、加工貿易的な工業政策から、輸出指向型の大型産業誘致に工業化の方向を変えた。

シンガポールが外国企業を積極的に誘致して工業化を進めてきたことは、前述のとおりであり、現在も基本方針に変化はないが、1人当たり国民所得3,000米ドルを達成した最近では慢性的労働力不足を呈しており、労働集約産業よりも資本集約産業の誘致をより積極的に図るようになった。

このような状況の中で、現在、日系企業800社、日本人駐在員5,000人といわれ、これらの企業がシンガポールの経済社会に及ぼす影響は次第に増大してきている。

シンガポール国経済発展局は、これらの誘致企業が必要とする技能労働力を養成するために、誘致企業との合併によりタータ(インド)、フィリップス(オランダ)、ローライ(西独)の3訓練センターを設立運営している。当センターはシンガポール国においては上記3センターと同列に位置づけられており、経済発展局合同産業訓練計画(JITS)に基づき運営されている。

以下、合同産業訓練計画の概要について述べる。

2 合同産業訓練計画 (JITS)

(1) 訓練期間

訓練センター内で2年間、その後、経済発展局が指定する企業において企業内訓練を2年間、合計4年間の訓練期間とする。

(2) 訓練コース

機械系、電気・電子系及び光学系の訓練コースを設定している。

(3) 修了証

4年間の訓練を修了した者に、クラフトマンの資格を与える。(筆者註：当国におけるクラフトマンはラインリーダー、職長に相当し、生産現場において10人程度の作業員を監督する職務といえる。)

(4) 訓練手当

訓練生は訓練期間中の生活を維持するため、次の訓練手当を受給する。

1 年次	S\$ 160 / 月 EDB 負担
2 年次	S\$ 200 / 月 EDB 負担
3 年次	S\$ 380 / 月 事業主負担
4 年次	S\$ 420 / 月 事業主負担

なお、1 年次及び 2 年次において、NATIONAL SERVICE を終了している者には、\$60 / 月 が附加される。

(5) 契約期間

NATIONAL SERVICE を終了した者	5 年間
NATIONAL SERVICE を終了していない者	7 年間

(筆者注：7 年間の契約期間の場合には、2 年のセンター内訓練の後 5 年の契約期間が残ることとなり、このことは企業内訓練 2 年を含めて企業において 5 年間の就業義務が生じることとなる。)

(6) 入所資格

- ア シンガポール国籍を有する者
- イ 16 歳以上 24 歳未満の者
- ウ 10 年教育修了者 (理数系を履習した者を優先する。)
- エ 適性試験、面接に合格した者
- オ 指定医の健康診断に合格した者

3. JSTC における訓練の概要

(1) 訓練目標

当センターは、若年シンガポール人を対象として、生産工場における操作測定、設計、生産管理等の能力を有する熟練クラフトマンの養成を目的とする。

(2) 訓練期間

訓練期間を 2 年間とし、1 年次機械、電気及び計装それぞれの基礎コースとし、2 年次を専門コースとする。

(3) 訓練コース及び訓練生数

訓練科	訓練コース	訓練生数
機械	機械保全	20
	プラスチック金型	20

電気・電子	電気設備機器	20
	電子機器	10
	電気制御	15
計装	計装	15

(4) 訓練科目

日本語、工業英語、生産工学、工業数学、物理を共通科目とし、各コースの上記以外の科目は次のとおりである。

機械保全コース

機械工学、機械製図、測定、組立て、
機械加工、溶接、機械保全

プラスチック金型コース

機械工学、機械製図、金型設計製図、
測定、組立て、機械加工、溶接、金
型製作

電気設備機器コース

電気磁気、電気回路、電気測定、電
気工作、機械工作、電子工学、製図、
電気機器、屋内配線、自動制御、

電子機器コース

電気磁気、電気回路、電気測定、電
気工作、機械工作、電子工学、製図、
電気機器、屋内配線、電磁波、電子
機器、電子計測。

電気制御コース

電気磁気、電気回路、電気測定、電子測定、製図、電気機器、屋内配線、
電気工作、機械工作、自動制御

計装コース

基礎化学、製図、溶接、電気回路、計測工学、制御工学



実習中の訓練生（機械科）

(5) 訓練時間

4400 時間 4 4
時間／週 × 50 週
× 2 年

4. その他

(1) 訓練生全員に
対して2年間にわたり
日本語を教えている
ことは、本センタ
ーの特色であり、技
術訓練センターに日



実習中の訓練生（電気、電子科）

本語を併設した最初の例であろう。

日本語は週2回、1回当たり2時間であるから、年間訓練時間は200時間2年間で400時間である。これは、総訓練時間の1割弱である。訓練目標としては、日常会話と1000字の漢字の読み書きにしている。

日本語を当センターで訓練することになったのは、シンガポール国側の強い要請に応じたものであるが、その意図するところは、

ア 当センターで2年間の訓練を修了した訓練生は、大部分の者が日系企業に配置されることが予想されるため、その場合の日本語による意志疎通を可能にする。

イ 日本語訓練を通じて、日本人の有する仕事に対する責任感、勤労意欲等のすぐれた労働態度及び企業に対する帰属意識を身につけさせる。

である

「ア」については、技術的にみて基本的な問題は見られないが、「イ」については訓練センターという施設の中で対応し得る範囲を超えるものであり、規律及び躰教育の面から具体的に対応しているところである。

シンガポールにおいては、数年前からJOB-HOPPING が問題視されており、単に給料が5～10ドル高いというだけの理由のために転職する労働者が多いことに政府としては苦慮してきたところである。しかしながら、この

JOB-HOPPING の例をみても、給与体系、労働慣行等の社会経済基盤の違いを無視して議論することは妥当とは考えられない。ましてそれらの労働慣行の一部を訓練の中で切り売りすることの困難さは明らかであろう。

また、日本語の訓練を始めるに当たり、日本語に対する拒否反応が訓練生から出ることが心配された。技術訓練を希望して入所した訓練生全員に必須科目として日本語を教えることに対する疑問が訓練生から提起されることを予想したが、これは完全に杞憂であつた。シンガポールにおいては、日系企業の増加に伴い日本語熱が一段と高まつており、例えば星日文化協会が主催する日本語コースは年間750人の修了者を出している他、私塾も数多くみられる。このような日本語ブームの影響一般的な言語に対する関心度の高さがこれらの原因であると考えられる。

しかしながら、訓練生は人種的に中国人、マレー人、インド人等の混成であり、それぞれ英語、中国語等の異なった言語による教育を受けているために、日本語訓練に対する素地が異なり、実際の訓練の実施には配慮を要する問題が多い。

(2) 日本国内の職業訓練においても、視聴覚教材の有効性は広く知られているところであるが、多言語国家における訓練においては視聴覚の活用は更に重要性を増す。従来、視聴覚教室の設置が訓練センターとしては一般的であつたが、当センターは、各教室にテレビモニターを設置し、視聴覚機器の中心としてVTRを利用することとしている。教室のモニターはすべて調整室に結ばれており、一斉放送または教室単位いずれの利用も可能である。

VTRを中心とした視聴覚機材を選定したのは、訓練生を移動することなく機器の利用を可能とすること、センター中の簡易スタジオ訓練機材を用いて手軽に訓練教材としてのテープの作成を可能にすること等の理由によるものである。この方式を採用することの難点は、カラー方式がシンガポールはPALであり、日本はNTSCであるために、日本で制作したテープを一部修正して現地に適合した教材を作成することが困難なことである。この対策としては、日本から16ミリメートルフィルムの手に入り、センターでテレシネを利用してテープに変換する方法を採っている。

(3) 昨年11月に訓練を開始した当センターは、本年11月から第2期生を迎え、来年10月末に第1期生95名を関係企業に送り出すことになるが、その場合に受入企業は1年目は毎月380ドル、2年目は毎月420ドル以上の手当を訓練生に支払う他、訓練生を受入れる際に訓練生1人当たり3,000SドルをEDBに納付することとなつている。この制度はセンター内訓練に要した費用の一部を受入企業に負担して頂くという発想であるが、日本国内において見受けられない制度であるだけに、訓練生の受入れを困難とする要因になるのではないかと憂慮されるところである。

(4) 現在、シン国における政府間協力の訓練センターは、当センターのみであるが、西ドイツ及びフランス政府の協力による訓練センターが具体しており、上記2センターとも既に建設工事に着手している。このような状況の中で当センターの特色をどのように具体化するかが今後の課題であり、訓練生の出席をタイムレコーダーを用いて管理しており、遅刻者に対して厳しい処置をとっていること、毎朝全員でラジオ体操を実施していること、実習棟の清掃を訓練生に実施させていることはその具体例といえよう。



毎朝訓練開始前に
ラジオ体操を行う
訓練生とスタッフ

(5) 最後に当センターをご紹介申し上げる機会を与えて下さいましたシンガポール日本商工会議所の関係者に謝意を表しますとともに、皆様の当センターへのご来訪をお待ち申し上げます。

MR. PNG の日本印象記

MR. PNG KENG LEE, GORDON
(The Winner of "Apprentice-of-the-year"
Competition, 1980)

はじめに

当地の職業訓練局 (VITB) は、毎年、 "APPRENTICE - OF - THE - YEAR" COMPETITION を実施、その成績最優秀者を海外研修に派遣しているが、1980年度は日本へ派遣することになった。この派遣については、シンガポール日本商工会議所が日本における滞在費を負担する一方、日本商工会議所、大阪商工会議所ならびに関係各位の協力を得て現地におけるスケジュールのアレンジ等を行った。この度、1980年度成績最優秀者である Mr. Png Keng Lee, Gordon (21才) が8月19日～31日の日本滞在を終え、無事帰国したので、同人の日本レポート "My Study Tour of Japan" から、視察先の印象を中心に以下に掲載する。なお、企業名は仮称である。

My Study Tour of Japan

My visit to Japan on August 19, 1980 was very informative and enlightening. I now realise why the 'industrial' Singaporean appreciate the 'working' way of life on the people of Japan. Their aim to perform their duties to the best of their abilities should be admired. Their strife for perfection is endless.

What impresses me most was the warm and cordial relationship between the management and staff. There is an atmosphere of respect and co-operation towards one another in the process of their work. Both management and staff have a strong rapport and a high regard for each other. This 'esprit de corps' is very much lacking among working Singaporeans.

I feel that the success of industrialization in Japan is due more to the spirit of togetherness in achieving very success in their endeavour.



o Observation:

- A 社 = Automation and computerization is used in practically all machines. Strict safety measures taken especially in the production of heavy machinery.
- B 社 = Tour of the laboratory. Excellent techniques and the large scale production was most impressive.
- C 社 = Solar energy is used for heating system
The building and decor is conducive to learning
The purpose of the Training Centre is the development of human resources
True to their philosophy - upon my arrival, I felt honoured when I saw the Singapore Flag

The idea of having the rotation system of work impressed me. For the aim is to encourage team work. They encourage a high philosophical outlook in their work attitudes.
- D 社 = Assembling of machinery in a well-organized system.
Their stress on work attitude is to be loyal to their company.
In fact, a welcoming poster was put up for me.
- E 職業訓練所 =
Intake of 200 trainees per year
Eligibility extended to foreign students
Currently there are 128 overseas students undergoing courses. Courses are conducted in English or through interpretation. Most foreign students were nominated by their government rather than personal application.
- F 職業訓練所 =
Visited only the Vocational Training Centre as it was during the Summer Vacation. The Printing Department as compared to our Printing Department in Baharuddin Vocational Institute is smaller.

This is a training ground for acquiring basic knowledge and skills necessary for jobs to be taken. Aim to prepare them to become skilled workers.
- G 社 = Various types of machinery being made.
Most of them being fitted with computers for better precisions.
Relatively big ones are manufactured in Japan

Met some Singaporeans under training (to be instructors) sponsored by the Economics Development Board.
- H 社 = The Roland 800 - machine was most impressive. It was the latest and most advanced equipment in the printing technology. It has a computer - controlled inking system, work is highly simplified with a high degree of automation and practicable speed. With the size of the plant and high production rates, surprisingly it has a workforce of 500.

- I 社＝ Web Offset Printing machines widely used for 'magazine printing.
Printing, folding and binding are being done in one process.
Only 3-4 people work on the huge offset presses.
Maintenance of machines - very efficient.
Constant checking to produce quality print - improve press performance.
From general monthly checkings to a complete overhaul every five years.

Various departments solely in charge of each particular document.
Finesse in printing essential very high quality printing. As incentives for high grade skill, yearly bonuses are awarded for jobs well done.
Stars are awarded for good work, accumulated to the end of the year.

Printed papers are sent to this plant for binding.
The various process of book binding is done by machines.
Gold stamping can be impressed onto book-covers.
Many part-time workers employed here.

My grateful thanks to the representatives and officials of the various Japanese Companies for making my visit a very informative and memorable one.

My Sincere appreciation for their efforts and time rendered to me and last but not least, their warm hospitality.

I also extend my humble and grateful thanks to the sponsors and organisers of the "Apprentice of the year competiion".

1. Vocational Industrial Training Board
2. Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore
3. Singapore Airlines
4. Management of Tien Wah Press Pte Ltd for granting me leave
5. My special thanks to Mr Foo Khee Hong and Mr Yoshihiro Kawasaki.

My special thanks again to my friends and guides:

Mr Kenji Tokuyama, Osaka Chamber of Commerce and Industry
Mr Shizuhiko Ishikawa, Osaka Chamber of Commerce and Industry
Mr Tsutom Kakuya, Japan Chamber of Commerce and Industry

and also the people who have in certain ways been involved in my trip to Japan

おわりに

Mr. Png の訪日に際しましては、とくに本所会員企業並びに在日本社の関係各位から全面的な協力を得ました。ここに紙面をかりまして厚く御礼申し上げます。

DISCUSSING WORK ATTITUDES

Hakuhodo (S) Pte. Ltd.
Pang Say Kong
(General Manager)

On August 14, 1980, Singapore's Prime Minister Mr. Lee Kuan Yew made public two confidential reports submitted to him separately by the Ministry of Labour and the Economic Development Board on the subject of work attitudes. Various complaints by the Management of firms interviewed were reported, among them the most common complaints beside job hopping were, and I quote

- “ 1. Reluctance to work overtime or do shift work
2. Attaching little value to their job.
3. Strict adherence to the specifications of their job and avoidance of doing more.
4. Impatience to move up before acquiring the necessary experience and skills.”

— The Labour Ministry Report

Examples of actual cases were also given and I do believe that the attitudes of some of our workers leave much to be desired. The important question, however, is whether the unflattering picture painted in the reports, fairly reflects the true state of affair on labour — Management relationship. I certainly do not think so.

CONDEMNATION

It is evident that both the Labour Ministry Report and the EDB report are management biased. The reports did no more than to help the Management of the firms interviewed to point an accusing finger at the Singaporean workers at large. No attempt were ever made to sought for the views and opinion of the workers being accused.

Anyone familiar with the case study methods will find the cases described in the reports as being amusing and could only be considered on a case by case basis.

I simply do not understand why no provisions were made by the Labour Ministry for workers to explain their grievances. Is it because our workers in general is a very obedient bunch who seldom stir up troubles. In the more developed industrial countries, hundred of thousands of wage earners in unionized plants file formal complaints against their employers every year, protesting what they believe to be violations of rights granted to them by collective bargaining agreements. And every year, thousands of these grievances are pressed to final arbitration for final and binding determination. Looking at Singapore, the Labour Ministry reported no industrial stoppages in 1978 and 1979. Number of trade disputes were reported to be 548 cases and 577 cases for the same period.

Looking at the Labour Ministry Report again, I detected a Management problem rather than workers' problem in many of the cases reported, an example will be

Quote :—

“ RELUCTANCE TO WORK OVERTIME

Textile Factory

The company requested its workers to work overtime to meet an urgent export order. The workers refused. The company desperately resorted to locking the factory gate.

It subsequently found that the reluctance to work overtime was because workers preferred to watch a popular Chinese TV series (Luk Siu Fung). To overcome this, the company installed a TV set in its premises and allowed its workers time off to watch the series. ”

Clearly, there is an attitude problem, but not necessarily of the workers. It is evident that the management created its own problem in the very first instance by “Locking the factory gate” and probably “requested” the workers to work overtime at the very last moment.

Any worker, I believe, treated with respect by the employer, will be more than willing to extend a helping hand in time of needs. Shouldn't there be more dialogue between the management and the workers ? But if the workers are being treated like slaves and forced to work after normal working hours within “locked” gates. Nobody can really blame them for being reluctant.

To solve the problem of having to compete with TV serialized drama for the workers' time. Why not make provision for a recreation room with TV and video machines whereby the workers can watch their favourite programme during their off hours on video tape — I am merely thinking aloud.

All other cases described in the Labour Ministry report were also too brief even for the most experienced labour arbitrator to make a reasonable judgement. There is no doubt in my mind that there are workers with very bad or wrong attitudes among us, however, this does not necessarily mean that the workers attitude in general is bad. It is also important for the management to realize that by and large, the initiative for making work decisions is management's, and this includes the right to be obeyed. However, the management should also take the initiative in promoting greater understanding between the management and the work force.

The EDB report also dealt with problems such as job hopping, reluctant to work shift duties. The report is totally inconclusive. All of the cases mentioned in the report should also be viewed on a case by case basis. It is not totally impossible for an employee to leave because the uniform of another organization is better styled, to cite just one of the example given. But everyone would agree that this is highly improbable. Why then, should we amplify a minute matter such as this instead of concentrating on how to motivate our workers and improve productivity.

It seems to be a trend also for our government officials to compare our workers with that of Japan. Let's look at the situation from a correct perspective.

I believe that it is perfectly healthy to have a mobile labour force. An employee who finds a more suitable job in the sense that his skill are rightly utilized and his potential full exploited should change job and by doing so, he is actually improving his productivity and directly contributes to the company.

In the case of Singapore, our conditions and characteristics make it necessary for an individual worker, including managerial staff to improve his own potential and well being by moving horizontally, i.e. to a new and more responsible position, and in this case, he is more likely to fulfill his aspiration in a new organisation. An individual who move, in such a case, may very well be one who is progressive, ambitious and capable. Isn't this the type of worker we want ?

The Japanese workers, on the other hand are working in a very protected, family-like environment, let's take a look at their system.

THE JAPANESE WAY

Most Japanese enterprises follow the lifetime employment system, under which the enterprises employ workers from a young age until they reach mandatory retirement age. From the workers' standpoint, this means that they will work continuously for a specific company for most of their working life and will not move to other enterprises.

The lifetime employment system is one of the characteristics of Japanese labour management relations; along with seniority — based wages and promotion and a mandatory retirement age, and constitutes the most basic feature of the Japanese employment system. The system is effective in enhancing the employees' sense of loyalty to their companies and also prevent the outflow of labour, but at the same time it brings about a closed labour market. There is vertical mobility but horizontal mobility is severely restricted. In actual fact, an employee who change job in the midst of his career may very well suffer a reduction in his income and adversely affect his social status.

On the other hand, job security is assured. In most companies of any size the "salary man" is recruited on graduation from high school or college. Once he has been accepted and recognised as a "regular employee", the new recruit feels himself safe for life — so long as he conforms to the accepted code of behavior. He is on the escalator, as it is called, and he goes up automatically in status and salary as his length of service increases.

Business organisation in Singapore, local or otherwise, do not offer the same or even remotely similar type of welfare scheme to the employees. It is difficult to come across an employer who is willing to invest in the training of new staff from scratch and provide a comprehensive welfare and job advancement scheme to induce them to stay for life. The daily appointments advertisements in the press is ample proof of our employers eagerness to hire "experience" personnel from their business competitors. This is of course a chicken and egg problem which nobody can rightfully determine the causal relationship.

Another salient feature of the Japanese labour situation is the union structure. Japanese labour union are organized on an enterprise or workplace basis. A union consist exclusively of employees of the same enterprise and conducts collective bargaining with the management. As such, the union is more like a member of the organisation and is abreast of the financial and business conditions of the enterprise, it is highly improbable therefore, for the labour union to work against the interest of the organisation as that will only jeopardise the lifetime security provided by the employer to the employees.

In the case of Singapore, labour union are organized on a trade basis. To cultivate loyalty towards the employer will very much be a job of the individual management alone.

THE RIGHT ATTITUDE

I believe that the purpose of an open discussion on the topic of work attitude is to create awareness among our workers that a negative work attitude is detrimental to our future economic growth and social welfare. By encouraging open discussion does not necessarily mean that our workers attitude in general is bad. There is little basis for us to compare Singaporean workers attitudes with that of other countries, in any case, any attempt to do this will be a waste of time and energy. It is more important for us to look positively into the future and try our very best to improve on our existing skills and knowledge by adopting a positive work attitude. But to reduce the negative traits of workers, such as frivolous job hopping, one must investigate at grass root level and not to be entangled by more manifestation of our most basic problem.

I am of the opinion that the most fundamental step we could take in an attempt to improve work attitude is to adopt an education policy whereby every young Singaporean will receive compulsory general education up to secondary II level prior to being channelled into different education or training scheme. If we are to continue with an education policy guided strictly by manpower requirement projection, our lower echelon workers will not be able to achieve the level of understanding to appreciate the need to improve his skill and adopt a positive attitude. It is difficult, maybe even impossible to establish a causal relationship between education level and work attitude. But common sense will tell us that there is a correlation. In fact, if we are to learn from the Japanese experience, we should not ignore the fact that Japan has been enforcing the compulsory education system for more than a century and the country's illiteracy rate is extremely low. Compulsory education in Japan is set up according to a 6 - 3 system namely, six years of primary (elementary) and three years of secondary (middle) school. Compulsory education is free. The ratio of middle school graduates advancing to high school is an astonishing 93.5% on a national average in March 1978.

This High level of education achievement is by no mean a recent phenomenon brought about by their economic growth. Education has always been given priority by the Japanese government, even in the years immediately after World War II. There is no doubt in my mind that the high level of education is the major reason that brought about all the factors that created the economic miracle. The workers can work hand in hand with the management because they can understand the management's point of view, and that they will one day be among the managerial staff. There is no communication problem at shop level and there is a greater capability to adopt new skills and technological improvement.

In short, to improve workers attitudes, one must first try to improve understanding between management and staff, fellow workers and society at large. We must also strive to reduce the disparity between managers and workers. This could be achieved if we put enough effort in providing an education to better prepare our younger generation for the challenge ahead. It is not enough for the Singapore workers today to just work harder. He has to improve his skills — and understand the political and economic situation in Singapore and around the world.

シンガポールの乗用車市場

日本在外企業協会

杉野 一夫

現在シンガポールの自動車総数は、タクシー、バス、トラックなども含めると、約35万7,000台にのぼる。そのうち自家用車は約15万台で、16人に1台の割合である。運輸省によれば、これを12人に1台、即ち20万台までは既存の道路施設で持ち堪えることができるが、中央商業地区、工業地区の朝夕交通混雑ぶりは憂慮すべき段階に達している。政府でもこれを重視して、多種の自動車制限策を実施している。このためシンガポールの自動車価格は非常に高い。日本車もここでは日本の購入価格の約3倍である。しかし、バス、タクシーの外にこれといった交通機関のないシンガポールでは、外国人駐在員にとって車は必需品と言つていいだろう。そこで自動車を購入するに当つて、知つておくべき自動車制度をご説明する。

新車価格

日本車がどうして日本の3倍もの価格になるのか。某日本車を例にとつて説明すると、次のようになる。

某日本車 (1,597CC)

1. 見 価格 (11,234) 2. ARF (\$14,394) 3. 登録費 (\$1,000)
4. 車番号 (\$25) 5. 道路税 (\$798) 6. 輸入税 (4,318)
7. 合計 (\$31,769)

上記を更に詳しく説明すると、次のようになる。

1. 販売価格 新車価格に自動車代理店の利ざやを加算した額。
(SELLING PRICE) 11,234 Sドル = 9,596 (価格) + 1,638 (利ざや)
2. A R F ADDITIONAL REGISTRATION FEE の略。
新車に課せられる登録税で、新車価格の150%の額。
14,394 Sドル = 9,596 (価格) × 150%
3. 登録料金 車種にかかわらず、同一の料金となつている。
(REGISTRATION FEE) 1,000 Sドル (個人車) 5,000 Sドル (社有車)

4. 車番号費 車種にかかわらず、同一の料金となつている。

(NO. PLATE)

25 S ドル

5. 道路税 (年間)

A. 1,000CC 以下 40 セント / CC

B. 1,001~1,600CC 50 セント / CC

C. 1,601~2,000CC 60 セント / CC

D. 2,001~3,000CC 70 セント / CC

E. 3,001CC 以上 1 ドル / CC

某日本車の場合は 1,597CC であるので B の部類に入る。そこで一年間の道路税は 1,597CC × 50 セント = 798 S ドルということになる。

又、社有車は上記の 2 倍、ディーゼル・エンジン車は 6 倍の税金がかけられる。

6. 輸入税

新車価格の 45% が輸入税として課せられる。

(IMPORT DUTY)

4,318 S ドル = 9,596 (価格) × 45%

7. 合 計

上記 1 から 6 までの合計が新車を手に入れる際の必要額。保険についてはいろいろな種類があるため、ここでは除外してある。

P A R F

PARF は PREFERENTIAL RATES OF ADDITIONAL REGISTRATION FEE の略で、ARF の特惠措置と解釈すればよい。PARF も中古車の削減を狙ったもので、中古車オーナーの新車への交換が容易にできるようになつている。PARF の適用を受けられる中古車のオーナーが新車に買い換えたい際には、ARF を免除される。

PARF は次の通り、

新車価格の

1,000CC 以下の車

35%

1,001~1600CC

40%

1,601~2,000CC

45%

2,001~3,000CC

50%

3,001CC 以上

55%

PARFの適用を受けるには次のような条件がある。

- (A) 1976年1月1日以降にシンガポールで登録された中古車の場合、1975年12月31日以前にシンガポール以外の場所で登録された車はPARF申請の資格がない。
- (B) 1975年12月以降ずっと使用されている車でなければならない。
- (C) PARFを申請する際、中古車は輸出するか、スクラップにし、シンガポールの道路上に存在してはならない。
- (D) 中古車は1977年9月16日以降社有車として登録されてはならない。
- (E) 1975年末から1980年末までの間、中古車は何年経つていてもかまわないが、1981年以降は10年以内の中古車のみPARFが適用される。
(例えば、10年間使用していた自動車(2,000CC)を新しい日本車に買い換えるとします。(A)(B)(D)(E)の条件を全て満たしていれば、PARFの適用を受けられる訳です。従って新車価格の150%の額を納めなければならないARFが免除され、新車価格の45%の額を納めればよいPARFが享受できますから、ずつと割安になります。この際旧車はスクラップにするか、輸出してしまわなければなりません。)

スクラップ車

新しくシンガポールに赴任する駐在員がPARFの適用を受けるにはまず中古車を購入してPARFの申請資格を得ることが必要である。購入する中古車はもちろん前記のPARFの条件を満たさなければならないが、この手続きは自動車の代理店が行ってくれるので心配はいらない。しかし最近スクラップ用自動車の価格が上昇し、中古車オーナーになつてPARFの適用を受ける旨みがだんだん薄くなつてきている。

中古車用道路税

ARFの採用、道路税の大幅引上げはいずれも自動車台数の増加を制限するために採用された政府政策だが、この外にも中古車の増加規制を目的とした割増道路税がある。これは10年以上経過した車を対象にしたもので、中古車のオーナーは普通より10~50%増の年間道路税を納めなければならな

い。10年目の車は10%増、11年目は20%増、12年目は30%増、13年目は40%増、14年目以上は50%増の道路税が課せられる。

日本から輸送して来た車

シンガポールでこんなに自動車が高いのなら、日本から自分の車を持って来ようか、と考える方があると思う。しかしこの場合も、ARF、輸入税を逃れることはできない。税関で査定された価格の150%（ARF）と45%（輸入税）を納めなければならない。それでもシンガポールで中古車を買うより安いはずだが、問題は日本から運んで来た車にはPARFが適用されないことだ。PARFが受けられない車はここでは安価でしか処分できないので、どちらが得かということになると、シンガポールで購入した方が良いように思う

CBD（中央商業地域＝CENTRAL BUSINESS DISTRICT）

朝の交通混雑を緩和するため、政府はCBD（中央商業地域）への自動車乗り入れを制限している。CBD乗り入れ制限の時間は7:30AMから10:15AMまでで、この時間帯にCBDに入る車は通行料を払わねばならない。

CBD通行料は社有車が1日10Sドル、1カ月200Sドル、個人車が1日5Sドル、1カ月100Sドル、タクシーは1日2Sドル、1カ月40Sドルとなっている。CBD通行用ライセンスは主要郵便局で購入可能。

乗り入れ制限地域に入る際、運転車も含めて、少なくとも4人乗車していれば、CBDライセンスは不要である。CBD乗り入れ制限はもともと朝の交通混雑緩和を目的にしているので、自動車の相乗りを奨励しているためだ。

CBD通行ライセンスは最後まで使用しない場合は、自動車登録所で払い戻してくれる。尚、バス、トラック、モーターバイクは、CBD制限から除外されている。

社有車

社有車とは会社名義で登録されている車のことで、Qが車番号の前についている。Q番号登録（BUSINESS SERVICE PASSENGER VEHICLE）をしてない車は、維持費を会社の損金に算入できない。すなわちQナンバーに登録してある社有車のみ、ガソリン代、道路税、CBD通行料、修理費などが会社の費用で落せる訳だ。しかし社有車にかかる費用の全額が税務上の損

金として認められる訳ではなく、限度額が決められている。1979年4月1日以降に購入した車についてはそれが購入価格に対して2万5,000 Sドルと決められており、税務上損金と認められる年間維持費は下記のように算出される。

$$\text{年間維持費} \times \frac{2 \text{ 万 } 5,000 \text{ Sドル}}{\text{購入価格}} = \text{損金}$$

又、減価償却 (CAPITAL ALLOWANCE) についても、1979年4月1日以降に購入した車には、2万5,000 Sドルまでと決められている。

上記の説明は社有車にのみ採用できる税務措置であって、私有車には適用されない。個人車を社用に使用してもその費用については会社の損金で落すことはできない。

しかし社有車の場合、道路税とC B D通行料がそれぞれ個人車の2倍、PARFの適用なし、登録費が個人車より2,000 Sドル高い5,000 Sドルというような不利な点があり、社有車と個人車とではどちらが得かということになると、個々に検討する余地があるようだ。

運転免許証

ある国の然るべき当局が発行した運転免許証をこの3年以内のある時期に保持していたことが証明できれば、自動車登録所 (ROV) は申請者に同種の車を運転できるように免許証を発行する。日本人の場合は、日本の運転免許証を持参して申請すれば、ROVはシンガポールの免許証を発行してくれる。料金は1年の免許証が20 Sドル、3年間の60 Sドル。60才以上の申請者は医師の診断書が必要である。

自動車保険

シンガポールでは第三者賠償責任保険が強制保険となっており、これに付保してさえいれれば車を運転することができる。しかし一般に利用されているのは、對自己車輛及び第三者賠償責任 (対物、対人) を包括した総合保険 (COMPREHENSIVE INSURANCE) なので、ここでは同保険について説明する。

A) 對自己車輛

自分の車が損壊した際には、保険会社の指定修理工場で修理をする。保険

会社から送付された所定の事故報告書の用紙を記入の上返送すると、修理費は保険会社から直接工場に支払われる。修理費が車輛価格を上回る場合には、修理をせず全損扱いとなる。しかしこの際支払われる保険金は保証金額を限度とし、当該車輛の市場価格である。

B) 第三者賠償責任（対物、対人事故）

人身事故を起こしたり、他人の所有物に損害を与えたりした場合の保険でこれに対して支払われる賠償額には限度が決められていない。車と車の事故に対しては、保険会社の間でKNOCK-FOR-KNOCK AGREEMENTが成立しており、自分の車は自分でなおすことが決められている。日本ではこの種の事故の場合、過失割合の査定を行い、賠償額を算出するが、シンガポールでは、過失の如何を問わず、破損した自分の車は自分の保険会社を通じて修理を行うことになっている。

事故発生時の対処方法

- ①相手の自動車番号、氏名、連絡先、身分証明書（I. C.）番号、保険会社名を聞く。
- ②事故の状況を第3者に立証してもらうため、近くの人に証人になつてくれるよう依頼し、氏名、連絡先を聞く。
- ③24時間以内に警察へ報告する。
- ④自分の保険会社に報告する。
- ⑤気が動転している時に示談金を決めたり自分の非を認めたりせず、相手方との交渉は全て保険会社にやってもらう。

新車購入価格

(単位 S ドル)		
	P A R E 価格	ARF 価格
ダットサン		
チェリー 100A	16,800	23,600
サニー 120Y	18,000	24,600
パルサー 120A (クーペ)	19,500	26,600
ブルーバード (冷房付)	25,100	34,100

ローレル 200L	29,300	38,800
セドリック 280C	47,000	60,000
トヨタ		
スターレット(3ドア)	16,650	20,680
カローラ(Liftback)	18,520	25,900
コロナ 1600	21,430	29,800
セリカ 1600 (クーペST)	25,320	34,180
クレシダ	25,380	34,300
クラウン・スーパー	47,180	59,770
三菱		
コルト 1200GL(5ドア)	18,286	25,887
ランサー1400GL	18,968	25,872
ギラン・シグマ1600GS	21,310	29,946
ホンダ		
アコード(4ドア)	26,880	36,796
プレリウド(クーペ)	30,233	40,143
シビック(3ドア)	18,498	24,360
マツダ		
323(1000 5ドア)	15,420	22,490
626 Sal	21,800	27,900
ダイハツ		
シャレード		
3ドア—XTE 5	15,100	21,300
いすず		
ジェルミ 4 スピード	21,581	28,609

スバル

1300 DL (4ドア・セダン)	18,500	25,500
1600 DL (5 ドア)	19,500	26,500

ベンツ

200 Auto	83,705	111,863
280E Auto	108,609	141,601

B M W

320	50,721	67,799
520A	68,510	91,875
728	99,549	128,008

FIAT

131Super(M) 1600	29,200	40,266
132 (A) 2000	37,500	50,185

シトロën

GS Pallas 1222CC	28,500	39,500
CX Prestige 2347CC	87,00	114,500

ボルボ

244GL (M)	44,176	62,726
264 GLE (M)	74,333	96,822

フオード

エスコート 1.3 GL	15,779	23,119
コルチナ	18,519	27,294

注、ダットサン車のみ 1980 年 9 月現在の価格で、あとは 1980 年 7 月の価格。

中古車価格

ダットサン	2 年	5 年
100A	15,000	9,500
120Y	18,000	12,000
160J	18,500	11,500
トヨタ		
カローラ 1200	18,000	14,500
コロナ 1600	18,000	13,000
クレシダ 2000	24,000	—
三 菱		
ランサー1400 5 スピード	18,000	12,000
シグマ 1600 GS	19,000	—
ホンダ		
シビック 1500	18,000	13,000
アコード 1600 4 ドア	27,000	—
マツダ		
323/1300	16,500	—
624/1600	19,000	—
ベンツ		
200	59,000	23,000
280	62,000	38,000
フィエット		
131/1600	22,000	—
132 GLS 1800	18,000	11,000
フォード		
エスコート 1.3GL	16,500	—
コルチナ 1.6GL	18,500	—

(Tiong Choon Co. 資料提供)

参考資料：日外協 (JOEA) ハンドブック—生活編—

月報 1978 年 6 月号

理事会の動き

第134回1980年9月9日（火）午後12時30分

関氏（日本鋼管）の理事就任あいさつがあった

議 題：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) NWC勧告について

黒田理事より、資料にもとづいて「NWC勧告についての提言」（案）の説明があった後、審議に移った。

まず、同提言（案）の内容については、出席理事の原則的な了承を得た。つぎに、提出先（例えば通産大臣、EDB長官、NWC委員等）、提出時期、提出理由について検討が行われた。

この結果、去る6月30日に開催した「ゴー通産大臣との昼食懇談会」の懇談内容を踏まえて、その後の諸情勢を勘案しながら、NWC勧告に対する日本企業の考え方を同大臣宛に提出するという方針の下に、同提言を英訳するとともに次回理事会で検討することになった。なお、同提言（案）については、当日欠席の理事に対しても文書で意見照会を行うことになった。（事務局から欠席理事各位に対して資料を添付の上文書をもって意見照会を行った。）

(2) 事務局職員の処遇

山内理事より、事務局職員3名の1980年度昇給措置について提案があった後、一同に諮ったところ異議なく承認された。

3. 報告事項

(1) 部会、委員会、懇談会開催報告

次の通り、部会、委員会、懇談会の開催報告があった。

① 部 会

○第二工業部会（8月6日開催）

○金融保険部会（8月8日開催）

○貿易部会（9月2日開催）

② 委員会

○広報委員会 (8月19日開催)

○経営研究委員会 (8月21日開催)

③ 懇談会

○「東南アジア労働事情調査団」一行との懇談会 (8月25日開催)

○「東洋大学滝野教授との懇談会」 (9月3日開催)

(2) 「トップ・マネジメントのためのオリエンテーション」追加注文状況、事務局から、同書の追加注文状況の報告(9月8日現在で215冊)があった。なお、同書は会員のみを対象に販売することになった。

(3) VITB 職業訓練大会成績最優秀者の訪日について

本所が滞在費用を負担したVITB職業訓練大会成績最優秀者(MR PNG KENG LEE, GORDEN)が訪日を終え帰国したので、同人の日本におけるスケジュールが報告された。

(4) 来星ミッション

次の通り、来星ミッションの報告があった。

○AIESEC JAPAN スタディ・チーム (9月4日開催)

○蒲郡商工会議所「東南アジア産業経済使節団」(11月12日来星予定)

○福井県繊維シンガポール見本市関係者(11月19日来星予定)

会計報告

吉永財務委員より、8月分の会計報告があり、承認された。

入 会

下記4件の入会申込の報告があり、審議の結果次の通り決定した。

** SINGAPORE KAMI ELECTRONICS PTE. LTD. "B"

** HITACHI POWER TOOLS (S) PTE. LTD. "C"

** THE FUJI FIRE & MARINE INSURANCE CO., LTD. "B"

** SHOWA DENKO REPRESENTATIVE OFFICE については、次回理事会でグレードを決定することになった。

その他

黄望青(前)駐日シンガポール大使が帰国されたのを機会に、10月中旬同氏を招いて本所主催で昼食懇談会を開催することになった。

部 会 活 動

第 3 工業部会

日 時：1980年9月29日（月）午後12時30分～

場 所：シンガポール日本商工会議所

議 件：1. 理事会報告

2. 「NWC 勧告の実施状況等に関するアンケート調査結果」について

3. その他

貿易部会

日 時：1980年9月2日（火）午後6時30分～

場 所：KING'S HOTEL、DUKE ROOM。

議 題：(1) 理事会報告

(2) 正副部会長の選任

(3) その他

化学品・石油部会

日 時：1980年9月19日（金）午後12時30分

場 所：シンガポール日本商工会議所

議 件：1. 正副部会長の改選

2. 今後の部会運営

3. その他

会 員 紹 介

(1980年1月～3月加入会員)

NIPPON MINING SINGAPORE PTE. LTD.



会社全景

- 所在地（工場）：
41, Gul Drive, Jurong
Singapore 2262
- 電話：2687084, 2687087
- 設立：1979年7月
- 操業：1980年6月

資本金：（授權資本）300万S\$

（払込済）200万S\$

- 形態：日本側100%出資の子会社
- 親会社名：日本鉱業株式会社（東京都港区虎ノ門）
- 代表者名：Managing Director
綾木 昭夫（A. AYAKI）
- 従業員数：20名 日本からの派遣社員：3名
- 事業内容：伸銅品（銅、黄銅、青銅等）、高圧ニッケル合金、ステンレス等
販売、スリター加工、フラットカット加工

〔 会社の特色 〕

電子、精密、自動車、住宅その他産業の各分野に使用される金属部品の原材料（とくに伸銅品、高ニッケル合金、ステンレス）を在庫し、お客様の希望サイズに切断、加工して短期間で納入できる。

HITACHI ZOSEN ENGINEERING SINGAPORE (PTE.) LTD.

(日立造船エンジニアリング・シンガポール (私人) 会社)

- 所在地 : 45, Spottiswoode Park Road, Singapore 0208
- 電 話 : 2223766
- 設 立 : 1979年8月 (操業) 1979年10月
- 資 本 金 : (授權資本) 300万S\$
(払込済) 150万S\$
- 形 態 : 合弁
- 親会社名 : 日立造船株式会社 (大阪市西区)
- 代 表 者 : Managing Director
辻 本 旭 (A. TSUJIMOTO)
- 従 業 員 : 18名 日本からの派遣社員 : 10人
- 事業内容 : 東南アジア地区における陸棧工事 (各種鉄鋼構造物、高温高压容器、化学プラント) の受注、設計、製造、建設施行ならびにメンテナンス工事の施行。

[会社の特色]

昨年10月にOfficial Openingしたばかりの新会社であるが、東南アジア地区における日立造船 (株) の陸棧部門の海外拠点としての地歩を築くと同時にシンガポールにおけるLocal Engineering Companyとして自主独立の経営基盤の確立を早急に図りたいと考えているので、会員各位のご協力をお願いする次第です。

THE NIKKO SECURITIES CO. LTD.

SINGAPORE REPRESENTATIVE OFFICE

(日興証券株式会社シンガポール駐在員事務所)

- 所 在 地 : Tower 1203, DBS Building, 12th Floor, Shenton Way, Singapore 0106
- 電 話 : 2233390
- 設 立 : 1979年8月
- 形 態 : 駐在員事務所

- 親 会 社：日興証券株式会社（東京都千代田区）
- 代 表 者：Chef Representative(所長)
 荳 田 俊 雄 (T. SHODA)
- 日本からの派遣社員：2 名
- 事業内容：証券業

SUMITOMO BAKELITE CO., LTD.

（住友ベークライト株式会社）

- 所 在 地：Room 1701, Robina House, 1, Shenton Way, Singapore -0106
- 電 話：2234744
- 設 立：1980 年 6 月
- 形 態：駐在員事務所
- 代 表 者：Representative
 木 津 正 之 (M. KIZU)
- 従 業 員：1 名、日本からの派遣社員：1 名
- 親 会 社：住友ベークライト株式会社（東京都千代田区）
- 事業内容：各種合成樹脂、同製品の販売

TECHNOLOGY TRANSFER INSTITUTE OF SINGAPORE (PTE) LTD.

（テクノロジー・トランスファー研究所）

- 所 在 地：2202, International Plaza, Anson Road, Singapore 0207
- 電 話：2212530, 2228284
- 資 本 金：（授權資本）20 万 S ドル
 （払込済）10 万 S ドル
- 設 立：1980 年 1 月
- 形 態：子会社
- 親会社名：テクノロジー・トランスファー研究所
 （東京都港区）

- 代 表 者 : Managing Director
山 内 信 夫 (N. YAMAUCHI)
 - 従 業 員 : 1 名、日本からの派遣社員 1 名
 - 事業内容 : 技術移転に関連するテクニカル・セミナー、シンポジウム、フォーラムの開催、スタディ・ミッションの企画・編成、テクニカル・インフォメーション・サービス及びコンサルタント業
- 〔 会社の特徴 〕
- 人的資源の国際交流をベースとする技術移転を目指している。

THE NIPPON CREDIT BANK, LTD.

(株式会社日本債券信用銀行)



東京本店ビル全景

- 所 在 地 : Tower 1501, DBS Bldg.,
6, Shenton Way,
Singapore 0106
- 電話番号 : 2229233
- 設 立 : 1980 年 1 月
- 形 態 : 駐在員事務所
- 代 表 者 : Chief Representative
堀 内 正 士
(M. HORIUCHI)
- 従 業 員 : 4 人、日本からの派遣社員: 2 人

- 事業内容 : 銀行業

〔 会社の特徴 〕

長期信用銀行法に基づいて設立され、金融債の発行、長期資金の貸付を行うほか、公社債の受託・引受、外国為替、国際金融業務、預金業務等幅広い金融業務を展開している。

シンガポール経済の動き

—1980年第2四半期のシンガポール経済動向—

欧米先進諸国の経済停滞にもかかわらず、シンガポールの今年上半期における経済は順調に発展し、上半期の国内総生産は前年同期比 10.7 % に達した。各主要産業部門も好伸し、特に製造業の成長率は 27.4 % を示し、次いで運輸・通信 20.9 %、金融・サービス業 19.2 %、貿易 17.4 % となつた。

今年上半期製造業の投資認可額は 11 億 8000 万 S ドルで前年同期比 57% 増、非石油産品は 9 億 7900 万 S ドル、（前年同期比 83% 増）となつた。一方、西側先進諸国の成長鈍化の影響をうけるシンガポール経済は、逆に下半期には経済成長率のスロー・ダウンが予想されている。

製造業、輸出、観光部門の成長が下半期にやや鈍化するとみられるが、建設業部門の見通しは引き続き好調とみられている。消費者物価指数の上昇テンポは上半期に比べ低目にとどまる見込みであるが、これは主として昨年下半年に同指数がかなりの高水準にあつたことによるものである。

1. 生産

今年第2四半期の工業生産指数は、前年同期比 13% 増、第1四半期の 14 % 増に比べやや低下した。なお、電子工業製造部門の生産額は全製造業生産総額の 44 % を占めている。

石油精製は前年同期比 -5.9% で、依然不振であつたが、石油、同製品の輸出入は輸出価格の上昇を反映して、5600 S ドルの赤字だつた第2四半期から一挙に 2 億 4,600 万 S ドルの黒字に転じた。

電子関連機械は前年同期比 18.1% 増、これは主に海外市場需要の増加による。

輸送機械・機装は順調に伸びて、前年同期比 11.9% 増加した。輸送機械の年成長率 10 % を支えているのは、修船とオイル・リグによるものである。

2. 貿易

第2四半期の輸入は前年同期比 39.1% 増、輸出も 43.2 % 増となつた。

6月までのシンガポール対外貿易累計は輸入が244億3380万Sドル、輸出が202億8590万Sドルで、合計447億1970万Sドル、入超41億4790万Sドルとなつた。第2四半期における輸出入の伸び率は前期に比べてかなり低下している。特に非石油製品輸出の伸びは21%と第1四半期の約半分で、輸入では半製品、消費財の輸入テンボが前期を超えたものの設備財の輸入は減少した。

対日貿易をみると、第2四半期の対日輸入は43.3%増、輸出も54.1%増で、輸出入とも、順調に伸びている。5月のシンガポール最大貿易国は日本であり、貿易総額は11億4390万Sドルとなつた。

3. 金 融

第2四半期のマネーサプライ(M1)は前年同期比14.7%増で、6月のマネーサプライ(M1)は5月とほぼ同額の1億2600万Sドルの増加であり、年成長率は17.7%と上昇、これは要求払い預金の伸びが大きく寄与した。部門別には対外部門、民間部門によるM1の拡大が著しく、これに対し政府公共部門によるM1は縮小した。

第2四半期の銀行貸出高は前年同期比34%増にとどまった。第1四半期の銀行貸出高13億7300万Sドルに対し、今期はそれより3億700万Sドルに増加した。5月の銀行貸出額が1500万Sドルの減少であったのに対し6月には一転して再び1億800万Sドルの貸出し増加となつた。6月の銀行貸出の動きを部門別にみると金融機関の借入れが8500万Sドルで、最も注目された。製造業部門、建設業部門それぞれ7500Sドルと2700万Sドル増、これに対し商業部門とその他の産業部門による銀行からの借入れは減少している。

非銀行顧客預金は引き続き順調に伸びて前年同期比31.8%増、今期の非銀行顧客預金は第1四半期の10億7600万Sドルより6億8200万Sドルに増えている。6月の非銀行顧客預金が著しく伸びて、5月に比べると3億6700万Sドルの増加を記録した。

4. 観 光

第2四半期のシンガポール訪問者数は前年同期比12.7%増、今年上半

期の訪星者数は119万3870人で昨年同期比13.7%の増加であった。6月の訪問者数19万5567人のうち、日本人観光客は1万7555人を占めている。日本人観光客のシェアは第1四半期の22%に比べ本期は12%にとどまった。

5. 物 価

今年第2四半期の卸売物価指数は21.6%増と、第1四半期の28.7%に比べ大幅に改善した。この主な原因は原油価格の上昇率が下がったためである。

一方、消費者物価指数は第2四半期の9.3%の上昇を記録した。今年に入って、3月から6月まで4ヶ月連続の2桁インフレが続いている。消費者物価上昇の主な原因は食料品の値上り、LPG、PUB 料金のアップ、HDBフラットなどの値上り等悪材料が重なったことである。

シンガポール日本商工会議所

事務局：M. Y. WONG

シンガポール主要経済指標

		財 政 収 支	マネーサプライ (M1)	銀 行 貸出金	非銀行 顧客預金	最優遇 貸出金利 (平均)(%)
		(MILLION DOLLARS)				
	1978	252.6	4,926.0	12,226.4	10,045.7	7.65
	1979	191.7	5,706.1	16,007.0	12,178.4	9.48
	1979 I	-245.0	5,036.6	12,660.7	10,322.6	8.08
	1979 II	173.9	5,078.0	13,175.4	10,399.1	8.12
	1979 III	304.7	5,168.8	14,149.6	10,746.9	8.92
	1979 IV	-131.3	5,486.2	15,468.6	11,681.8	9.48
	1980 I	- 77.4	5,778.8	16,912.5	12,981.0	11.28
	1980 II	-176.7	5,824.8	17,648.8	13,705.3	11.83
前年比	1978	-	11.7	20.1	11.9	-
	1979	-	15.8	30.9	21.2	-
同期比	1979 I	-	5.5	5.4	2.8	-
	1979 II	-	0.8	4.1	0.7	-
	1979 III	-	1.8	7.4	3.3	-
	1979 IV	-	6.1	9.3	8.7	-
	1980 I	-	5.3	9.3	11.1	-
	1980 II	-	0.8	4.4	5.6	-
前年 同期比	1979 I	-	12.7	20.8	10.3	-
	1979 II	-	12.4	20.9	9.3	-
	1979 III	-	12.3	21.3	10.4	-
	1979 IV	-	15.0	28.7	16.3	-
	1980 I	-	10.8	33.6	25.8	-
	1980 II	-	14.7	34.0	31.8	-
		工業生産指数	石油精製 石油製品	電子関連機械	輸送機械・装	
		1974 = 100				
	1978	135.4	105.4	204.4	122.4	
	1979	154.7	108.1	265.1	149.7	
	1979 I	141.6	106.4	217.5	119.3	
	1979 II	154.6	106.7	249.7	157.3	
	1979 III	156.9	105.9	294.5	149.8	
	1979 IV	165.6	113.5	298.8	172.5	
	1980 I	161.2	106.9	294.3	167.5	
	1980 II	174.3	100.4	347.8	176.0	
前年比	1978	16.2	8.1	17.2	15.4	
	1979	14.3	2.6	29.7	22.3	
前期比	1979 I	-5.1	-7.5	-7.3	-2.5	
	1979 II	9.2	0.7	14.8	31.6	
	1979 III	1.5	-0.7	17.9	-4.8	
	1979 IV	5.5	7.2	1.5	15.2	
	1980 I	-2.7	-5.8	-1.5	-2.9	
	1980 II	8.1	-6.1	18.2	5.1	
前年 同期比	1979 I	16.4	14.7	31.5	3.8	
	1979 II	16.8	4.1	21.3	27.5	
	1979 III	11.5	-9.0	40.2	16.8	
	1979 IV	11.0	-1.8	27.3	40.9	
	1980 I	13.8	0.5	35.3	40.4	
	1980 II	12.5	-5.9	18.1	11.9	

		輸 入	輸 出 (MILLION DOLLARS)	対日輸入	対日輸出
	1978	29,601.3	22,985.5	5,668.2	2,226.0
	1979	38,334.4	30,940.1	6,530.5	2,967.7
	1979 I	7,966.2	6,399.6	1,469.6	572.5
	1979 II	9,101.8	7,220.8	1,555.6	616.7
	1979 III	10,517.2	8,318.6	1,685.8	873.5
	1979 IV	10,753.0	8,996.3	1,819.7	904.9
	1980 I	11,792.3	9,940.3	1,937.1	847.0
	1980 II	12,656.1	10,341.8	2,229.7	950.4
前年比	1978	16.0	14.4	26.7	3.6
	1979	29.5	34.6	15.2	33.3
前期比	1979 I	-1.6	2.1	0.3	3.7
	1979 II	14.3	12.8	5.9	7.7
	1979 III	15.6	15.2	8.4	41.6
	1979 IV	2.2	8.2	7.9	3.6
	1980 I	9.7	10.5	6.5	-6.4
	1980 II	7.3	4.0	15.1	12.2
前年 同期比	1979 I	17.9	23.2	4.4	15.1
	1979 II	27.7	29.6	14.0	16.3
	1979 III	37.5	39.8	15.6	35.2
	1979 IV	32.9	43.5	24.2	63.9
	1980 I	48.0	55.3	31.8	48.0
	1980 II	39.1	43.2	43.3	54.1
		シンガポール 訪問者(到着) (THOUSAND)	卸売物価指数	消費者物価指数	公の外貨準備高 (MILLION DOLLARS)
	1978	1,506.0	111.6	101.7	11,473.8
	1979	1,997.0	127.7	104.5	12,562.4
	1979 I	454.0	116.1	101.6	11,708.3
	1979 II	471.0	124.7	102.5	11,926.4
	1979 III	530.0	132.9	105.9	12,093.3
	1979 IV	542.0	132.0	108.2	12,433.4
	1980 I	529.0	149.4	110.8	12,863.4
	1980 II	531.0	151.6	112.0	
前年比	1978	21.6	1.6	-	9.2
	1979	32.6	1.4	2.8	9.5
前期比	1979 I	-7.4	2.7	0.1	3.6
	1979 II	3.7	7.4	0.9	1.9
	1979 III	12.5	6.6	3.3	1.4
	1979 IV	2.3	3.1	2.2	2.8
	1980 I	-2.4	13.2	2.4	3.5
	1980 II	0.4	1.5	1.1	
前年 同期比	1979 I	3.0	5.8	0.3	26.2
	1979 II	3.5	12.1	1.9	17.5
	1979 III	3.5	18.1	3.5	14.8
	1979 IV	10.6	21.2	5.2	10.0
	1980 I	16.5	28.7	9.1	7.9
	1980 II	12.7	21.6	9.3	

9 月主な経済事情

- 1 日 ○ シンガポールと日本による星・日コンピューターソフトウェア技術学院 (JAPAN-SINGAPORE INSTITUTE OF SOFTWARE TECHNOLOGY) は来年 8 月に設立される見通しである。日本政府はこの学院に 3 億円のコンピューター整備を提供する。
- 9 日 ○ 総工費 70 億 S ドル～80 億 S ドルにかかる大プロジェクト M R T 計画の実施時期をめぐって現在、賛否両論が議論されている。
- 賛成派の理由が M R T は市の中心と市街地を結ぶ高速で快適また大量の人員輸送手段である。地下を走る M R T 計画は都会の景観を損わない。周辺地の労働者吸収力を 26 万～29 万に拡大できればシンガポール総合都市としての実力も上るといった点を指摘している。一方、反対論者は M R T 計画が実施すれば最低 70～80 億 S ドルの投資が必要。工事中、地上交通の乱れは免れない、都市中心部の過度の膨張が好ましくないなどの理由が挙げられている。
- 17 日 ○ P W D の発表によると、今年第 2 四半期のプロジェクト認可件数は 153 件と前期の 224 件に比べて著しく減少し、承認額も第 1 四半期の 9 億 9900 万 S ドルに対して 2 億 8100 万 S ドルと 4 に減少した。
- 18 日 ○ H D B が地元企業家の要求に応じて TAMPINES の DEFU 工業地区にある 3 区を特殊工場建設用地として提供する。この 3 区総面積が 8337m² であり、30 年のリース権が付与されることになる。
- 3 区の内容は次の通り、
- A 区：木材加工工場、藤器製造工場、

B 区：機械及び重機械部品工場

C 区：食品加工工場

22 日 ○ シンガポール政府が中東産油国との政府間の石油取引きを促進してゆく為、初の国営石油会社を設立した。援権資本は 2 億 S ドルである。

23 日 ○ J T C は国際石油会社の要求に応じて、5 億 S ドルを投じて総合ビル、国際石油センターの建設を計画している。このセンターは、石油、石油化学会社や建設及び建設コンサルタント会社にオフィスを提供する他、貿易、工学、設計、コンピューター・サービス方面等の補助設備をも提供する予定である。

事務局：M. Y. WONG

廣 報 欄

** NEW MEMBER (9th September, 1980)

* Hitachi Power Tools (S) Pte. Ltd.	Block 3 Unit 215/217, 2nd Floor, PSA Multi-Storey Complex, Pasir Panjang Road, Singapore, 0511.	2727410	Mr. Y. Kubo (Director)
* Singapore Kami Electronics Industry Pte. Ltd.	5th Floor, Cheng Chwee Huat Industry Building, 118-D, Paya Lebar Road, Singapore, 1440.	7457422	Mr. T. Katsu (Managing Director)
* The Fuji Fire & Marine Insurance Co. Ltd.	c/o Reinsurance Management Corporation of Asia (Pte) Ltd Suite 307A, 3rd Floor, Ocean Building, Collyer Quay, Singapore, 0104.	984165	Mr. H. Yamaoka (Representative)

** CHANGE OF ADDRESS

- * Nisshin Steel Co., Ltd.
Suite 701, 7th Floor,
LKN Building,
135, Cecil Street,
Singapore, 0106.

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * Tokico Singapore Pte. Ltd.
Mr. M. Yamada

資 料 案 内

トップマネージメントのためのオリエンテーション	(会 員)	S\$25
シンガポール共和国関税法再版		S\$20
シンガポール概況1975年度		S\$20
シンガポール共和国特許(実施権)法		S\$ 8
シンガポール共和国製造業管理法(仮訳)		S\$ 8
資金援助制度の手引		S\$ 8
シンガポール共和国財産税法、財産税(付加税)法		S\$15
シンガポール共和国個人所得税解釈		S\$10
業種別会員名簿		S\$20
大気汚染防止法		S\$ 8
経済拡大奨励法		S\$10
月報(各月号)		S\$ 8
法律第1号(共和国改正会社法—1970年法律第62号)		S\$ 5
法律第2号(共和国所得税法—法律第141号の一部改正)		S\$ 5
法律第3号(共和国労働雇用法—1970年法律号122号を改正する法律)		S\$ 5
法律第4号(共和国改正会社法—1974年改訂法律第185号)		S\$ 5
法律第6号(共和国為替管理法改正)		S\$ 5
法律第7号(共和国会社法改正)		S\$ 5
法律第9号(共和国関税法改正)		S\$ 5
法律第11号(共和国大気汚染法、公衆衛生法、公衆衛生規則の改正法)		S\$ 5
法律第13号(共和国所得税法を改正する法律、中央厚生年金法、告示)		S\$ 5
法律第15号(経済拡大奨励法改正法)		S\$ 5
法律第18号(1973年法律第6号)改正法		S\$ 5
シンガポール為替管理法(仮訳)		S\$15
シンガポール共和国移住法		S\$15
シンガポール共和国要覧1977		S\$20
シンガポール共和国技術士法		S\$ 5
シンガポール共和国商標法		S\$10
シンガポール共和国憲法		S\$15
シンガポール共和国1979年		S\$20
シンガポール共和国銀行業法		S\$15
関税法(第133編)1979年関税令		S\$15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法		S\$25
1966年地方政府建築規則		S\$15
シンガポール共和国会社法		S\$60
	但し、非会員	S\$70
シンガポール経済事情(1979年8月)		S\$10
価格規制法		S\$ 5
シンガポール共和国現行租税制度		S\$10
労働組合法		

編集後記

日星関係が順調に進展している中で、国際情勢は目まぐるしく変転しております。とくにイラン・イラク紛争の発生は、会員企業の皆様には現地で勤務しておられる知人や関係者の方も多数おられ、その安否を憂慮されていることと存じます。同じ海外で勤務している我々といいたしてもとても他人事とは思えず、一日も早い解決を望んで止みません。

さて、今月号はシンガポールの内外をとりまく諸情勢に焦点をあてて編集いたしました。

まず、国際面では需要、供給両面にわたって情勢変化の著しい「**当面の石油情勢**」について SINGAPORE DAIKYO の名取茂夫氏から国際石油事情に加えて、日本をめぐる石油動向を客観的なデータにもとづいて解説して頂きました。つぎに、東南アジアの焦点であり、シンガポールにも大きな影響のあるベトナム情勢について時事通信社の金重記者から「**ベトナム軍の乾期大攻勢はあるか**」と題するレポートを頂きました。

一方、国内面では日星友好の表れとして昨年 11 月に訓練を開始した「**JAPAN-SINGAPORE TRAINING CENTRE**」の経緯と現状を同センターの炭山所長にご紹介頂くとともに、当地の職業訓練局主催の " APPRENTICE - OF - THE - YEAR " COMPETITION の最優秀者である MR. PNG KENG LEE, GORDON が訪日いたしましたので、そのレポートから一部を抜粋して「**MR. PNG の訪日印象記**」として掲載いたしました。さらに、今年度 NWC 発表後、話題を集めておりますシンガポーリアンの「**WORKING ATTITUDES**」について HAKUHODO の MR. PANG SAY KONG から貴重な意見を寄稿頂きました。

最後に、シンガポールで生活する我々にとって生活必需品であるクルマについて、JOEA の杉野一夫氏から最新のデータにもとづいて「**シンガポールの乗用車市場**」を詳細に解説願いました。

いずれも会員企業の皆様にとって関心の高い問題であり、ご参考になることが多々あるものと確信いたします。ご多忙中にもかかわらず執筆頂きました各位に厚く御礼申し上げます。

なお、今月号から新しく加入された会員の方々を対象として、「**会員紹介**」欄を設けました。掲載希望の方は事務局までご連絡下さい。

今月号の担当は、**羽田野**（伊藤忠）、**吉川**（トッパン）でした。

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, BLOCK 1, FLATTED FACTORY, KALLANG WAY,
SINGAPORE 13. TELS: 2923631, 2922296
(KALLANG BASIN INDUSTRIAL ESTATE)

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE
UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665